



(5) 三重県公共事業評価制度の見直し



1. 三重県公共事業評価制度

三重県公共事業評価制度は、事前評価・再評価（事中評価）・事後評価の各評価システムによる一体的に機能した評価サイクルの構築を図ったものであり、これらのシステムにより評価することで、公共事業のより効率的、効果的な実施や透明性の向上を目的としています。

事前評価

事業実施

再評価

事業完了

事後評価

公共事業事前評価システム

公共事業総合推進本部にて県全体の公共事業間の予算調整を行うため、**県独自に**、各部の公共事業を6分野に再構築し、分野内で各事業を定量的に評価し優先度を決定。

公共事業再評価システム

事業着手後一定期間を経過した事業を対象に、事業進捗等を審査し、事業の継続、中止を決定
条例により第三者委員会を設置（公共事業評価審査委員会）

公共事業事後評価システム

事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業効果等を評価
条例により第三者委員会を設置（公共事業評価審査委員会）

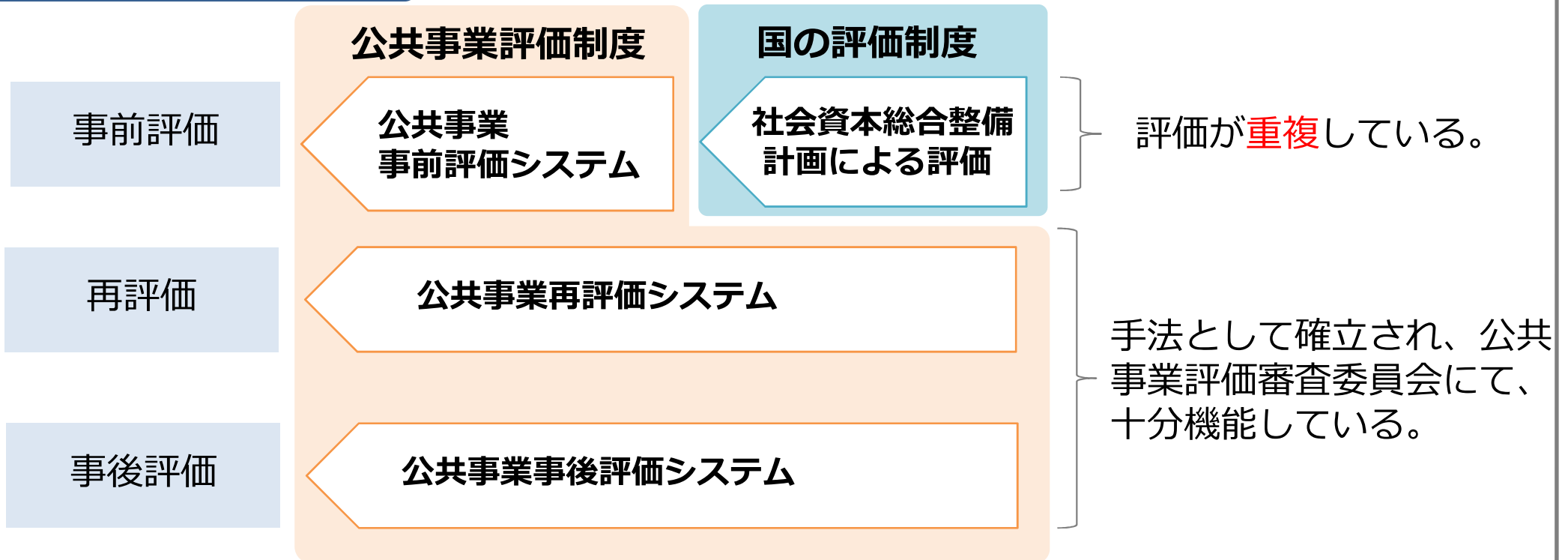


2. 見直しの背景

- ① 公共事業の予算調整について、平成30年度より公共事業総合推進本部にかわり、各部局が県総合計画や行動計画に基づき、施策の重要性により決定するようになった。
- ② 社会情勢の変化により事業の評価が多様化し、各事業で実施する国の評価制度が確立

事業評価の現状

72





3. 事前評価システム見直しの視点

現状、事前評価は①**県独自の評価制度**に加え、各事業毎に②**国の評価制度**にて実施しており、**評価が重複**していることから、今後は多様化した社会情勢を反映して定量的かつ定性的に評価を行う、②**国の評価制度に統一して実施**。

①【県独自の評価制度】

公共事業総合推進本部にて、事前評価システムを用いた定量的評価により県全体の公共事業施策を統一指標により評価。

②【国の評価制度】

多様化する社会情勢を背景に、個別の公共事業施策を定量的評価に定性的評価を加え評価。

<補助事業整備計画>

- ・ 公共事業の多くが補助事業
（個別補助・交付金）
- ・ 事業内容に即した定量的な指標による目標を設定し、費用対効果を含む定量的評価と定性的評価を実施。

〔 県単事業（草刈り、堆積土砂撤去）や補修事業（施設修繕）は、限られた予算で必要箇所を執行しており、評価するものではない。 〕



②【国の評価制度】



4. まとめ

- 事前評価については、**国の評価制度に基づき各事業別で実施している事前評価手法による評価**とする。
- 再評価システム、事後評価システムについては、条例に基づいた審議による評価であり、既に国の評価制度に基づく評価手法により、各事業別に評価しているため**継続**する。

事前評価



事業実施

再評価



事業完了

事後評価

国の評価制度

個別の公共事業施策を定量的評価に定性的評価を加え評価

公共事業再評価システム

事業着手後一定期間を経過した事業を対象に、事業進捗等を審査し、事業の継続、中止を決定

条例により第三者委員会を設置（公共事業評価審査委員会）

公共事業事後評価システム

事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業効果等を評価

条例により第三者委員会を設置（公共事業評価審査委員会）